

(様式第1号 (計画))

【キャリアアップ計画】

①キャリアアップ計画 期間	平成29年 5月 1日 ~ 平成34年 4月 30日
②キャリアアップ計画 期間中に講じる措置 の項目 ※1 講じる措置の該当する 番号に「○」をつけて下さ い。 ※2 正社員化コース、諸手当 制度共通化コースについ ては、()内の該当するも のを「○」で囲んで下さい。	<p>① 正社員化コース (29年6月頃実施予定) (<u>正規雇用等</u>、勤務地限定正社員・職務限定正社員・<u>短時間正社員</u>)</p> <p>② 人材育成コース (29年8月頃実施予定)</p> <p>③ 賃金規定等改定コース (30年4月頃実施予定)</p> <p>④ 健康診断制度コース (29年10月頃実施予定)</p> <p>⑤ 賃金規定等共通化コース (30年4月頃実施予定)</p> <p>⑥ 諸手当制度共通化コース (30年10月頃実施予定) (1. 賞与 <u>2. 役職手当</u> 3. 特殊作業手当・特殊勤務手当 4. 精皆勤手当 5. 食事 手当 6. 単身赴任手当 7. 地域手当 8. 家族手当 9. 住宅手当 10. 時間外労働 手当 11. 深夜・休日労働手当)</p> <p>⑦ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース (30年6月頃実施予定)</p> <p>⑧ 短時間労働者労働時間延長コース (29年10月頃実施予定)</p>
③対象者	<p><正社員化コース><短時間労働者労働時間延長コース> 雇用して6か月以上の有期契約労働者等</p> <p><人材育成コース><賃金規定等改定コース><健康診断制度コース></p> <p><賃金規定等共通化コース><諸手当制度共通化コース></p> <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース></p> <p>有期契約労働者等</p>
④目標 (人材育成を講じる場 合、訓練後に期待さ れるスキルや能力、 その達成状況に応じ た処遇の在り方)	<p><正社員化コース> 対象者に対し、正規雇用、無期雇用、及び、短時間正社員への転換を図る。</p> <p><人材育成コース> 対象者に対し、正社員化・処遇改善を前提とし、職務内容に応じた職業訓練を行い技 能向上を図る。</p> <p><賃金規定等改定コース> 対象者に適用される賃金規定等の増額を行う。</p> <p><健康診断制度コース> 法定外の健康診断を実施し、労働者の健康の保持増進を図る。</p> <p><賃金規定等共通化コース><諸手当制度共通化コース> 共通の職務に応じた賃金規定等を導入し、基本給及び手当を共通化することにより待 遇の均衡を図る。</p> <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース> 社会保険の適用拡大により、新たに被保険者になった労働者の処遇改善を図る。</p> <p><短時間労働者労働時間延長コース> 対象者のうち希望する者の労働時間延長を図る。</p>

<p>⑤目標を達成するために講じる措置</p>	<p><正社員化コース> 転換の制度を就業規則等に規定し、面接試験を行っただけで転換を判断する。 短時間正社員にかかわる制度を就業規則に規定し、転換を行う。</p> <p><人材育成コース> 対象者に対し、職務内容に応じた知識・技能向上のための職業訓練を行う。</p> <p><賃金規定等改定コース> 賃金規定等を就業規則に規定したうえで基本給の2%以上の増額を行う</p> <p><健康診断制度コース> 法定外の健康診断制度を就業規則に定め、費用を会社が負担し、健康診断を実施する。</p> <p><賃金規定等共通化コース><諸手当制度共通化コース> 共通の職務の内容について調査し、基本給及び手当の見直しを行う。</p> <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース> 対象者の基本給を3%以上増額する。</p> <p><短時間労働者労働時間延長コース> 労働時間についての希望を把握するための面接を実施する。</p>
<p>⑥キャリアアップ計画全体の流れ</p>	<p><正社員化コース> 雇用転換の制度を就業規則に規定し、面接試験等を行い、正規雇用等、無期雇用、及び、短時間正社員への転換を行う。</p> <p><人材育成コース> 対象者に対し、職務内容に応じた職業訓練を行い、技能向上を図り、正社員化につなげる。</p> <p><賃金規定等改定コース> 賃金規定等を就業規則に規定したうえで増額を行い、処遇改善につなげる。</p> <p><健康診断制度コース> 法定外の健康診断制度を定め、健康診断を実施し、対象者の健康の保持増進につなげる。</p> <p><賃金規定等共通化コース><諸手当制度共通化コース> 就業規則を見直し、共通の職務に応じた賃金規定等を導入することにより、労働者間の待遇の均衡を図る。</p> <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース> 労使合意に基づく社会保険の適用拡大により被保険者となった者の基本給を3%以上増額し、処遇改善につなげる。</p> <p><短時間労働者労働時間延長コース> 労働時間についての希望を把握したうえで対象者の労働時間の延長を行い、社会保険を適用する。</p>